

令和 3 年 7 月大雨災害にかかる義援金の第 2 次配分（最終分）について

令和 3 年 7 月に発生した大雨災害に関して、災害救助法が適用された本市を含む県内 4 市及び同程度の被害があった 1 町に対し、10 月 13 日に「令和 3 年 7 月島根県大雨災害義援金」配分委員会から、義援金の第 1 次配分が行われました。これを受け本市では、寄託された方々のご意思を尊重し、厳正かつ公正、公平に義援金を取扱い、被災された方々にお届けするため、出雲市義援金配分委員会において配分方法を決定し、11 月 12 日に被災された方々に送金しました。

この度、12 月 10 日に第 2 次配分（最終分）が行われたことから、以下のとおり義援金の配分を行うこととしましたのでご報告します。

1. 「令和 3 年 7 月大雨災害」に関し寄託された義援金

(1) 島根県大雨災害義援金

①配分義援金の種類

島根県受付分、島根県共同募金会受付分、日本赤十字社島根県支部受付分

②配分義援金額

区分	第 1 次配分	第 2 次配分(最終)	合計
島根県全体	28,050,000円	37,071,752円	65,121,752円
出雲市分	10,450,000円	14,099,867円	24,549,867円

③配分対象市町

松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町

(2) 上記以外の義援金（本市受付分）

①義援金額 300,000円（県内 1 団体からの寄託）

※この義援金については、第 1 次配分として 110,000円を配分し、第 2 次配分として 190,000円を配分する。

2. 本市における義援金の第2次配分（最終分）について

(1) 第2回出雲市義援金配分委員会について

①開催方法 書面審議により開催

②委員構成 副市長（委員長）、出雲市社会福祉協議会会長、
出雲市自治会連合会会長、関係部長等6名

③義援金の配分額

i) 配分対象者（第1次配分対象者と同じ）

7月大雨災害によって住家被害を受けた世帯のうち、全壊、半壊、準半壊、床上浸水の世帯の世帯主又は生計の担当者

※県配分義援金については、県配分委員会の配分基準に基づき配分する

※県配分義援金の配分対象とされていない土砂災害による準半壊世帯（被害の程度10%以上）については、市独自の対象者として、本市で受け付けた義援金を原資とし、県の配分基準における床上浸水世帯と同額を配分する

※本市で受け付けた義援金の残額は、市の配分基準に基づき対象世帯に配分する

※県配分義援金、本市で受け付けた義援金の配分後の端数については、全壊世帯に配分する

※災害救助法の適用がされなかった台風第9号や8月大雨災害による住家被害は、対象となりません

ii) 配分額

被害の程度	1世帯当たりの配分額 ※上段：1次、2次配分額合計 ※下段：第2次配分額	被災世帯数
全壊世帯	(2,588,595円) 1,488,595円	1世帯
半壊世帯	(1,294,260円) 744,260円	8世帯
準半壊世帯	(258,852円) 148,852円	1世帯
床上浸水世帯	(258,852円) 148,852円	45世帯
計		55世帯

第1次配分額 10,560,000円

第2次配分額 14,289,867円

(合計) 24,849,867円

iii) 第2次配分時期

令和3年12月27日（月）口座振込により送金予定

3. 参考（第1次配分額）

被害の程度	1世帯当たりの配分額	被災世帯数
全壊世帯	1,100,000円	1世帯
半壊世帯	550,000円	8世帯
準半壊世帯	110,000円	1世帯
床上浸水世帯	110,000円	45世帯
計		55世帯

配分合計額 10,560,000円